

申告期間 2月18日(月)～3月15日(金)

# 所得税・市県民税の申告が始まります

厚狭税務署個人課税部門 (☎ 72-0180) 税務課市民税係 (☎ 82-1125)

平成24年分の所得税の確定申告、平成25年度分の市県民税の申告が始まります。申告期間は2月18日(月)～3月15日(金)ですが、還付申告の人は2月18日より前でも社会福祉協議会山陽支所で申告することができます。申告書は早めに作成して、早めに提出しましょう。



各会場とも、初日および午前中は込み合います。また、会場の駐車場には限りがありますので、来場の際は公共交通機関をご利用ください。

## ▶ 所得税申告・確定申告相談 厚狭税務署

会場	日程	受付時間
社会福祉協議会 山陽支所 (山陽福祉会館2階)	2月1日(金) ～3月15日(金) (土・日・祝日は除く)	9:00～ 16:00

※上記期間中は厚狭税務署では申告会場を設けていませんので、ご注意ください。

## ▶ 市県民税申告・確定申告相談 税務課市民税係

会場	日程	受付時間
市役所 3階大会議室	2月18日(月) ～3月15日(金) (土・日曜日は除く)	9:00～ 16:30
厚陽公民館 2階講堂	2月20日(水)	9:30～ 16:00
埴生公民館 2階大講堂	2月21日(木) 22日(金)	
商工センター 2階大会議室	2月27日(水) 28日(木)	
山陽総合事務所 1階	3月1日(金)	
赤崎公民館 1階研修室	3月6日(水) 7日(木)	9:30～ 12:00
有帆公民館 会議室	3月8日(金)	
市役所 1階ロビー	3月9日(土) 10日(日)	
本山公民館 研修室	3月12日(火)	9:30～ 16:00

※確定申告は、申告の内容によっては上記会場では受けられない場合があります。

※各会場は受付開始時間の10分前から開場します。

## 申告に必要なもの

### ① 印判

スタンプ印は不可です。

### ② 電卓・筆記用具

### ③ 給与や公的年金等の源泉徴収票など

事業や農業、不動産などの収入がある人は、収支内訳書を作成してください。

### ④ 控除を受ける場合に必要書類

#### ○ 配偶者特別控除

配偶者の所得金額がわかるもの(源泉徴収票など)

#### ○ 医療費控除

支払った医療費の領収書やレシート、保険などで補てんされる金額の明細書(領収書等は整理し、内訳書に記入のうえ持参)

#### ○ 社会保険料控除

国民年金・国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険料などの払込証明書

#### ○ 生命保険料控除、地震保険料控除

支払保険料の控除証明書

#### ○ 障害者控除

障害者手帳、療育手帳、要介護による市の認定証など

※その他の控除について、詳しくはお問い合わせください。

